

入院時食事療養費の負担額変更について

令和8年6月1日から国の健康保険法等の規定に基づき、
全国の医療機関で食事療養費が改定されることとなりました。
自己負担額については、下表のとおりです。
(令和8年6月1日入院分より金額が変更となります。)

入院時の食事負担額（1食あたりの 標準負担額）		
区分	令和8年 5月31日 まで	令和8年 6月1日か ら
市民税課税世帯	510円	550円
小児慢性特定疾病児童等	300円	330円
市民税非課税世帯（90日以下）	240円	270円
市民税非課税世帯（91日以上）	190円	220円

- ※ オンライン資格確認で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する
「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示が必要になります。
※ 患者の病状等により特別食が提供されることがありますが、負担額は変わりません。

医療法人養和会
養和病院